

東京都第3次産業活動指数の概要

1 目的

東京都第3次産業活動指数は、東京都の第3次産業に属する業種の生産活動を総合的に捉えることを目的としている。

2 指数の基準年次

平成27年である。指数は基準年の平均を100とした比率で表している。

3 作成の範囲と分類

(1) 対象範囲

東京都第3次産業活動指数の対象範囲は、経済産業省の作成する「第3次産業活動指数」と同じく、原則として「日本標準産業分類」（平成25年10月改定。以下「JSIC」という。）の分類に準拠し、以下の13大分類に属する業種としている。

- 1) 「F 電気・ガス・熱供給・水道業」
- 2) 「G 情報通信業」
- 3) 「H 運輸業, 郵便業」
- 4) 「I 卸売業, 小売業」
- 5) 「J 金融業, 保険業」
- 6) 「K 不動産業, 物品賃貸業」
- 7) 「L 学術研究, 専門・技術サービス業」
- 8) 「M 宿泊業, 飲食サービス業」
- 9) 「N 生活関連サービス業, 娯楽業」
- 10) 「O 教育, 学習支援業」（ただし、教育は対象業種から除外）
- 11) 「P 医療, 福祉」
- 12) 「Q 複合サービス事業」
- 13) 「R サービス業（他に分類されないもの）」

(2) 分類

経済産業省「第3次産業活動指数」と同じ分類を採用している。このため、上記のとおりJSICの13大分類に属する業種を対象としているが、平成27年基準の第3次産業活動指数における業種分類は、JSICを一部組み替えた大分類11業種としている。なお、JSIC準拠の大分類13業種の指数も参考系列として公表している。

4 ウェイト

ウェイトは、「平成27年（2015年）東京都産業連関表」による粗付加価値額をもとに算定し、全体を10000として表示している。

業種分類体系及びウェイトは別表1のとおり。また、再編集系列の内訳系列及びウェイト一覧は別表2のとおり。

5 業種分類ごとの採用データ

経済産業省「第3次産業活動指数」を基本とし、東京都で利用可能なデータの状況等により、他のデータを選定したものもある。業種別採用データ名・デフレーター名一覧は別表3のとおり。

6 算式

算式は個別分類の指数を基準年のウェイトで加重平均するラスパイレス算式である。

(算式)

$$\text{総合指数} = \frac{\left(\frac{\text{品目の比較時数量}}{\text{品目の基準時数量}} \times \text{品目の基準時ウェイト} \right) \text{の合計}}{\text{基準時ウェイトの合計}} \times 100$$

7 季節調整

米国センサス局が開発したX-12-ARIMA(Version0.3)を使用している。

詳細は、「東京都第3次産業活動指数の季節調整について」（東京都第3次産業活動指数ホームページ掲載）のとおり。

8 接続指数

接続指数は、過去の基準指数を便宜的に現在の平成27年基準指数に接続したものであり、平成27年基準には含まれない平成24年12月以前の指数値を、簡易な計算によって平成27年基準に直して長期の時系列データが利用できるようにしたものである。ただし、公表している接続指数には、新旧基準で採用する基礎データが異なる系列等も含まれる。

計算方法は、過去の基準指数にリンク係数を乗じている。

なお、原指数、季節調整済指数のいずれを接続する場合においても、リンク係数の算出には季節調整済の指数値を用いている。

9 データの遡及変更

当該月の指数計算締め切り日までに当該月の基礎データの確定値が入手できない指数系列の取扱いについては、速報値又は推計値により暫定的に指数計算を行って公表し、確定値を入手した時点で遡及して置換を行い、指数の再計算を行う。

月報内で都の指数と比較している全国の指数は、経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室の「第3次産業活動指数」による。

経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sanzi/index.html>